

名家連ニュース

令和5年7月2日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.937号

厚生労働省 第5回社会保障審議会年金部会の概要 ②

障害年金制度の概要 ③ 障害年金の受給権の発生時期等

1. 障害認定日による請求(原則)

- ・ 被保険者期間等に初診日のある傷病によって、初診日から1年6か月経った日あるいは1年6か月経たない間に治った日(以下「障害認定日」という。)において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、**障害認定日に受給権が発生**。
- ・ 障害認定日の属する月の翌月分から(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から)支給。

2. 事後重症による請求

- ・ 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、**65歳に達する日の前日までに**、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
- ・ 請求日の属する月の翌月分から支給。
- ・ その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。



3. 初めて2級による請求

- ・ 既に先発の傷病による障害を持つ人が、後発の傷病(基準傷病)による障害(基準障害)を持ち、基準障害の障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に、この両方の障害を併合して初めて1級または2級の障害の状態になったときには、その障害の状態になったときに受給権が発生。
- ・ 請求日の属する月の翌月分から支給。
- ・ その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。

※1 初診日の設定

- ・ 障害年金を含む公的年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされている。このため、障害年金の受給権を得るためには、保険事故の発生時点において一定の保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- ・ 障害年金制度においては、この保険事故の発生時点を、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日である初診日に置いている。



※2 障害認定日の設定

・ 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日(その間に症状が治った場合は、その治った日)をいう。

障害年金生活者支援給付金の概要

○ 障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給権者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給している。

【支給要件】 ① 障害基礎年金受給者であること

② 前年の所得※1が、472万1,000円以下※2※3であること

※1 障害年金(非課税収入)は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※2 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者 …5,140円 ※3(月額)

障害等級1級の者 …6,425円 ※3(月額)

※3 毎年度、物価変動に応じて改定

・ 手続 … 本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。

年金と同様に2か月毎に支給。

・ 費用 … 全額国庫負担

・ 件数 … 204.8万件(令和3年度末現在) ・ その他 … 給付金は非課税です。



◆ ◆ お知らせ ◆ ◆

7月16日(日)
家族会会長会議

10時30分～
場所：家族相談室

7月16日(日)
家族会代表者会議

13時00分～
場所：家族相談室

～ 奇数月の第3日曜日に開催しています ～

